

令和6年 第3回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和6年9月12日 午前10時05分

閉会 令和6年9月12日 午後3時01分

○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	建設課長	加藤 克博
会計管理者	谷口 泰之	保育所長	酒井 秀利
教育次長	高橋 和義	農業委員会事務局長	
代表監査委員	印南 正治		谷口 安

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 一般質問
- 6

認第1号	令和5年度	真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	令和5年度	真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- | | | | |
|----|------------|-------|---|
| | 認定第3号 | 令和5年度 | 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第4号 | 令和5年度 | 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第5号 | 令和5年度 | 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第6号 | 令和5年度 | 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 7 | 報告第1号 | 令和5年度 | 健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 8 | 承認第1号 | | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第2号)) |
| 9 | 同意第1号 | | 真狩村教育委員会委員の任命について |
| 10 | 議案第1号 | | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 11 | 議案第2号 | 令和6年度 | 真狩村一般会計補正予算(第3号) |
| 12 | 議案第3号 | 令和6年度 | 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) |
| 13 | 議案第4号 | 令和6年度 | 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 14 | 議案第5号 | 令和6年度 | 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第2号) |
| 15 | 議案第6号 | 令和6年度 | 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 16 | 発議第1号 | | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 17 | 議員の派遣 | | について |
| 18 | 閉会中の所管事務調査 | | の申出について |

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:05 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、5番 向井忠幸君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月13日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から9月13日までの2日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和6年6月分、7月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。7月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。松枝産業課長が欠席です。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和6年第3回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第2回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>○農作物の生育状況について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>本年は、4月下旬からの植付作業は例年より約1週間程早く完了し、平均気温も高く推移していることから、作物全般の収穫時期が早まっております。</p> <p>一方、驟雨前線を刺激する台風等の影響により、降水量が7月下旬は平年よりかなり多く、作物の品質低下が懸念されております。</p> <p>作物別では、馬鈴しょは春先の天候が良好だったことから作業は順調に進みましたが、6月、7月の干ばつの影響から肥大が進まず、例年よりも小玉傾向となり、2L～LMの引き合いが強く、価格は9月6日で、10kg当たり1,400円～2,300円程度で推移しております。</p> <p>小豆は、草丈が例年よりも高く、一部で虫害の発生がありますが、葉の数は平年並みで莢数も多く、価格は全道的に豊作基調から前年同時期の価格より下がる見通しとなっております。</p> <p>大豆につきましても草丈がやや高く、収量は平年並みと予想されております。</p> <p>小麦につきましては、平年より収穫で2日早く、収量では反当たり平均660kgと、前年より60kg程度多くなっております。</p> <p>春播き小麦は、過去最高を記録し、反当たり平均約450kgの収穫となりました。</p> <p>大根は、7月下旬の大雨と気温の上昇の影響により『首割れ』や『横しま』等の肌の障害が発生し、8月中旬も、『軟腐』や『亀裂』、『片黒』などの障害により、正品率は昨年よりもやや低く75%前後で推移しております。価格は昨年より高く2L～M10kg当たり1,700円～1,100円程度で推移しております。</p> <p>人参は、7月下旬の大雨と高温の中での肥大が進み、障害が多く正品率は72%で推移しております。</p> <p>8月下旬から加工業務や学校給食が再開することで、2L・Lの引き合いが</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>強くなる見通しで、価格は2L～M規格10kg当たり1,200円～1,100円で推移しています。</p> <p>スイートコーンは、6月中旬以降、平年より気温が高く推移し、7月中旬の高温により登熟が進んだことから、8月8日より選果を行っています。品質については、猛暑の昨年より障害は少ないですが、一部で『しなび』が発生しております。販売状況は、千葉・茨城の切り上げが早く、群馬の高冷地へ移行したものの端境が生じ、不足感から堅調相場でスタートしております。9月以降の需要が継続する中、終了する産地も増え価格浮揚が期待されるところであります。</p> <p>長芋は、A品～切品までの歩留まりは74.5%ほどで、昨年より5%程低い正品率で推移し、価格は主産地である青森・十勝を含め計画的な出荷となっていることから、国内での出回りが少ない状況が続いております。太物を中心に一定の引き合いがあることから価格浮揚の期待をしております。</p> <p>ブロッコリーは、8月22日現在、日量3,000～3,300ケースの受入れを行っております。品質については、黄変・軟腐・変形が散見され歩留まりは、平均98%で推移しております。価格は高値で推移しております。</p> <p>種子馬鈴しょは、食用同様に小玉傾向となりましたが、平年並みの収量を見込んでおります。</p> <p>畜産につきましては、牧草やデントコーンなどの収量は例年並みを確保できる見通しではありますが、国際情勢不安や円安の影響等により、飼料高騰が止まらない状況となっております。</p> <p>乳量は昨年並みに推移しておりますが、需要低迷により、乳価については厳しい状況となっております。</p> <p>農業を取り巻く環境につきましては、国際紛争の長期化や円安による影響等により、肥料や飼料・燃料や電気代、農作業機械や農業資材等が値上がり、高止まりが続いており、農産物価格への転嫁もできない大変厳しい状況となっております。</p> <p>今後、馬鈴しょや大根・人参の収穫も後半を迎えますが、農作業事故には十分注意され、豊潤な出来秋を期待するところであります。</p> <p>○公共工事の進捗状況について</p> <p>お手元の資料を御覧ください。</p> <p>令和6年度の公共工事の進捗状況につきましては、8月30日現在、1件130万円以上の発注件数は13件です。</p> <p>所管別の実施状況ですが、建設課では、村道北7線通長寿命化修繕工事、村道北6線舗装補修工事、真狩団地外壁補修工事、平成2年の1棟4戸で</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ございます。錦 a 団地共用廊下窓改修工事、量水器取替工事など5件、総務課では、真狩村役場庁舎エアコン設置工事の1件、企画情報課では、交流プラザ暖房設備改修工事の1件、保育所では、まっかり保育所エアコン設置工事及び、LED照明更新工事など2件、教育委員会では、真狩高等学校エアコン設置工事、真狩村公民館屋根改修工事、給食センターボイラー等改修工事、真狩高等学校無線LAN整備事業など4件となっております。</p> <p>請負金額は、7,112万6千円で、進捗率は、100%が5件、現在工事中である5%から90%のものが、8件となっております。</p> <p>今後の発注といたしましては、教育委員会で真狩高等学校地下オイルタンク撤去工事を9月中に発注を予定しており、早期完了に努めます。</p> <p>○令和5年度各会計決算状況の一部訂正について</p> <p>お手元に資料を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。</p> <p>第2回村議会定例会で報告した令和5年度各会計決算状況について、一部誤りがありましたので訂正させていただきます。</p> <p>国民健康保険事業特別会計の歳入決算額が前回報告した額から4,100円増額の1億3,827万4,616円、歳出決算額も同じく4,100円増額の1億3,679万7,463円に訂正し、これにより総計の歳入決算額を33億9,489万4,466円、歳出決算額を32億7,398万6,470円に訂正させていただきます。</p> <p>訂正理由につきましては、国民健康保険税の被保険者が令和4年度途中で社会保険の加入により資格を喪失し、その手続が令和5年度になってから行われたため、過誤納金として喪失期間の保険料4,100円を歳入科目から戻出により還付しましたが、過年度分の過誤納金については本来、歳出科目の償還金、利子及び割引料から還付しなければならず、担当者の認識不足により誤った会計処理となりましたが、出納閉鎖後に発覚したため、誤った金額により決算状況を報告してしまいました。</p> <p>対応として、直接には現金の移動とは関わりのない点から考慮し、歳入から歳出の振替処理により訂正をいたしました。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう職員の指導を徹底するとともに、チェック機能の充実を図ってまいります。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>今定例会には、令和5年度各会計歳入歳出決算の認定6件、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告1件、専決処分による承認1件、教育委員会委員の選任についての同意1件、規約の変更1件、令和6年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算5件の計15件の議案を提案させてい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4		ただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで行政報告は終わりました。
	〃	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和6年第3回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、学校教育について申し上げます。</p> <p>各学校は1年間の中でも取組と成長の中核となる2学期を迎えました。これまでの学びの成果を集大成し、仲間と共につくり上げる学校祭や学習発表会などの学校行事を通し、相手を尊重し共に生きる力を育むとともに、一人一人の児童生徒の成長と集団としての高まりを目指します。</p> <p>本年4月に行われた全国学力・学習状況調査の結果が公表され、小学校第6学年、中学校第3学年とも、国語科、算数・数学科のいずれも全国平均を上回る結果となりました。</p> <p>「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した日々の授業改善の表れと捉え、今後も引き続き、子ども自らが考え、表現する子ども主体の学びへの転換を進め、これからの時代を生きるうえで必要とされる資質・能力の育成に努めます。</p> <p>夏季休業中にエアコンの設置工事を終えた小学校、中学校では、気温に応じて有効に活用されており、期待されていた効果が十分に得られています。安心な環境下で子どもたちの学びを保障することができるようになり、感謝の声が寄せられているところです。高校については、公民館の受変電設備工事が終了してからの稼働となる予定です。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次に、社会教育について申し上げます。</p> <p>8月6日から12日まで、羊蹄ふるさと館の夏季開館を行いました。7日間での来館者数は163名となり、八洲秀章先生愛用のピアノによる八洲楽曲の演奏会、コーナーごとのテーマを明確にした大幅な展示レイアウトの変更、説明パネルの新設、来館者への補助説明等、文化財の保存活用と施設充実に向けて取り組んだ内容が、いずれも大変評価の高いものとなっております。</p> <p>アンケートでは、開館期間の短さを惜しむ声や入館料も惜しくない等の意見があり、次年度に向けて、予算措置を要しない範囲で開館の延長が可能かどうかについて検討したいと思います。現在、一部の展示品を公民館ホールへと移し、移動展示を実施中です。</p> <p>「細川たかし杯パークゴルフ大会」については、村内をはじめ、管内外から総勢69名の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。</p> <p>以上、2点をもちまして教育行政報告といたします。</p> <p>今後も、真狩村議会をはじめ、地域住民並びに教職員の皆様の御理解と御協力を賜り、教育行政の推進にあたります。引き続き、よろしくお願い申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで教育行政報告は終わりました。</p>
日程 5	〃	<p>日程 5</p> <p>一般質問を行います。</p> <p>順番に発言を許します。</p> <p>4番 佐々木義光君</p>
	4 番 (佐々木義光)	<p>通告によりまして、一般質問いたします。</p> <p>件名につきましては、鳥獣被害対策についてです。</p> <p>野生鳥獣については、農業に限らず一般住民の生活にも被害が生じて</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>います。</p> <p>本村においても、協議会を設置して対策を進めています。</p> <p>今後においては、有害鳥獣が広域に活動していることから、個体の処分も含めて単独町村だけではなく、広域的な取組が必要と思われます。</p> <p>本村として、個体の処分も含め、どのように有害鳥獣被害対策を行っていくのかお伺いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 村長 岩原清一君</p> <p>佐々木議員の鳥獣被害対策についてお答えいたします。</p> <p>村における鳥獣被害対策につきましては、平成21年7月に真狩村長を会長として、猟友会倶知安支部真狩部会とようてい農業協同組合真狩支所、ようてい森林組合、倶知安警察署真狩駐在所で組織する「真狩村鳥獣被害対策防止協議会」を設立し、野生鳥獣の農林水産物被害に対する被害防止対策を計画的に実施してきております。</p> <p>現在、エゾシカによる農業被害が有害鳥獣の被害額の9割、1千万を超える状況にあり、その対策が重要となってきております。</p> <p>協議会では、国補助金、村及びようてい農協からの負担金により、農業者自ら対策を行う狩猟免許取得費用の助成や、わな・自動撮影カメラなどを購入しております。また、鳥獣被害対策支援事業補助金により、電気柵等の購入費用の一部を助成しているところです。</p> <p>近年、北海道においてもエゾシカの個体数が増加していることもあり、令和5年度からエゾシカの指定管理鳥獣捕獲等事業を真狩村と留寿都村で実施し、令和6年度にはニセコ・留寿都・真狩で後志管内指定管理鳥獣対策協議会を設置し、洞爺湖町・豊浦町・伊達市大滝区からの流入母体に対してくくりわなによる捕獲を実施することとなっております。</p> <p>有害鳥獣の捕獲後の処分方法については、鳥獣保護管理法に基づき、定められた鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針に従って、生態系に影響を与えないような適切な方法で現場処理を実施しております。今後におきましても、現場からの搬出、運搬や処理などの体制整備も含め、広域的にも視野に入れた検討を実施してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 4 番</p>	<p>佐々木義光君</p> <p>ただいまの説明の中で、指定管理鳥獣の協議会を近隣町村と設置して</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(佐々木義光)	進めていくということですので、今後、野生鳥獣がどのような形でまた近隣町村を含めて被害を生じさせるのか不透明なところでありますけれども、近隣町村と同一歩調を取りながら、同じような対策を進めて、鳥獣被害対策に更に進めていただきたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 村長
	村 長 (岩原清一)	今佐々木議員の方からも、これからの鳥獣対策についての励ましの言葉といたしますか、いただいたような気がいたします。これからもニセコ・留寿都・真狩3町で、それぞれの立場で、それぞれの知識を出し合いながら、鳥獣対策に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。 (佐々木議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)	これで佐々木義光君の一般質問を終わります。 次に、7番 陰能裕一君
	7 番 (陰能裕一)	通告に従い、一般質問を行いたいと思っております。 今日、いわゆるハラスメント問題が重要な課題となっております。 これは、従来から認識されている性的なものや立場上のものに加えて、職員同士のものやお客様との間で発生するものなど広範囲にわたって認められ、対策が求められているところと認識しております。 今や首長や議会議員についても、その言動について指摘される場合も多く、お互い注意しなければいけないところでございますが、行政を預かる立場として、こういったハラスメントの考え方について、村長の考えを伺います。
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 村長
	村 長 (岩原清一)	それでは陰能議員のハラスメント対策についてお答えをしたいと思います。 令和元年6月に女性活躍推進法の一部が改正され、地方自治体を含め各種事業者において、ハラスメントの防止を行うことが義務化されました。 この改正を受け、村では、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置やハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>必要な事項を定め、職員の快適に働くことができる職場環境を確保することを目的とした、「真狩村職員のハラスメント防止に関する要綱」を令和3年7月に制定いたしました。</p> <p>具体的な対策といたしましては、管理職を対象としたハラスメント防止のための研修への参加や全職員を対象とした研修会を開催しております。</p> <p>また、ハラスメントに関する相談に対応するため、4名の職員（総務課長・保健師）を相談員とし配置しております。職場の職員に相談がしにくいなどの場合には、市町村共済組合が相談窓口となる、心と体の相談窓口などの周知も行っております。</p> <p>パワハラ・セクハラ・マタハラのほか、様々なハラスメントがありますが、最近では、来客者からの過剰なクレームや大声で怒鳴る、暴言、物を投げるなどによる、カスタマーハラスメントが民間企業だけでなく、自治体窓口などで発生していることが、社会的問題にもなっております。</p> <p>ハラスメントは、自分の基準で判断するものではなく、言動を受けた者が身体的又は精神的に苦痛を与えられたと感じ取ったかの「受け手基準」が原則となっていることから、常にハラスメント防止を頭に入れながら行動することが重要であると感じております。</p> <p>いずれにいたしましても、ハラスメントは個人の尊厳と人権を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職員の労働意欲を阻害する、あってはならない行為でありますので、今後も引き続き、ハラスメントのない健全な職場環境の保持に努めてまいります。</p>
	<p>議 長 （佐伯秀範） 7 番 （陰能裕一）</p>	<p>陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁では、村の要綱を作成しているとか、研修会に参加しているとか、今の現状について答弁をいただきました。</p> <p>やはり答弁の中にもあるように、このハラスメント問題というのは、究極はやっぱり受け止められ方なんだと。その自分自身にはそんなつもりはなくても、そう思われてしまう。結果として侵害があればそれはハラスメントなんだという、ちょっと言論の自由ですとか、その事実の適時だとか、片やそういうことでは片付けられないちょっと複雑な概念とか。昔からあることではあるのですが、ちょっと難しい、今までとはちょっと切り口の違った概念なのかなと。例えば、今の一般質問の場においても、自分がどんなに建設的な良い質問だと思って質問したとしても、それが自らを利することだとか、あるいは指示に基づいた発言・質問だ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		と、不幸にもそう受け止められてしまったならば、せつかくのそういう良い質問が台無しになるばかりか、場合によってはそれ自身がハラスメントと、ちょっと下世話な言葉で言うと、公開処刑といいますか、そういうふうに嫌がらせと感じてしまうような一言も十分考えられるわけでございます。自分自身も大変若輩未熟者でありまして、自身の言動には本当に気をつけていかなければならないなと思っておりますが、今回は村長自身のハラスメントの対策といいますか、どういうところに心がけているとか、ちょっと質問が重複することになるかもしれませんが、そういったことについてお伺いしたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範)	よろしくお願ひします。
	村 長 (岩原清一)	答弁 村長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。 今陰能議員が言われたことは、カスタマーハラスメントのことが入っているのかなというふうに解釈をいたしました。確かに内部ではパワハラ、上司が部下に、先輩が後輩に、そういうような部分につきましては、うちの方で研修等をつくりまして、今年2回実施しておりますが、全職員が参加する中で研修会を実施しているところでございます。 その中で、やはりカスタマーハラスメントというのが最近非常に多くなってきております。これはどのようなことかということ、やはり身体的な攻撃、これはそうですが、精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、繰り返されるしつこい言動、そういうような部分が刑事責任に問われるというようなものでございます。 こういったカスタマーハラスメントにつきましては、やはり受け手が、今までやはり役場の職員というのは、そういう意味でいうと、村民全般を相手にする業務ということでありまして、やはり住民、それから外部団体の関係を持つ部署の職員について、非常に我慢をしてきたところもでございます。 そういった中で、これはちょっと自治労の資料でございますが、暴言や説教が最も多いというのが64%を占めております。長く居座るというのが60%、複数回に及ぶクレームが60%ということで、受けた方よりも見たというのが76%いらっしゃる。それから迷惑行為や特定行為を住民が繰り返していると回答した方が9割いるということで、公務員の職場というのは非常にそういった意味でハラスメントを受けやすい部分、外圧的なハラスメントも受けているというようなことが言えるかというふ

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 7 番 (陰能裕一)	<p>うに思います。</p> <p>そんな中で、ハラスメントは暴言や怒鳴られるなどの行為を受けた当事者が感じるのではなく、周りがハラスメントと感じるということもハラスメントになるということですので、ハラスメントは個人の尊厳と人権を不当に傷つける重大な人権侵害でありますので、今後におきましても、職場全体でハラスメントの防止に努めてまいりたいということですので、</p> <p>陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁としては、組織としてのカスタマーハラスメントの対策、現状と対策ということでお考えをいただきました。やはり受けたという人も多いけれども、カスタマーハラスメントを見たという人も多い。受けたけど言わない人もいるのかな。あるいははた目でもいやになってしまう。やはり公務員というのは、なかなかそういうのは民間会社と違って毅然とした態度に出られないというか、そういうところもあるのかなというふうに思いました。</p> <p>ただ、やはりこの公務員、行政の中でやっぱり難しいなと思うのは、紙一重といいますか、村民に寄り添った行政といいますか、その親身になってくれるとかくれてないとか、片やそういうふうに思われてしまうと、なかなかいろんなやりとりの中で激昂してしまうとか、感情的になってしまうとかそういうこともあると思うのですけれども、片やそういった側面で行きますと、なかなか苦勞が絶えないのかなと、相反する側面を持っているのかと、今の答弁で改めて感じたところでもあります。</p> <p>種々研修等々対策、あるいはその心構え等をやっているようですので、これはハラスメントというのは誰でも加害者にも被害者にもなり得る、ちょっと特殊なことだと思いますので、今後とも組織を預かる者として、その辺を配慮しながら進めていければなというふうに思います。</p> <p>最後にもう一度お考えを伺います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 村長</p> <p>ただいま陰能議員から言われたとおり、非常にナイーブな問題かと思えます。かといって、うちの役場の組織として、これについて目をつぶるということがなかなかできない状況になってきているということですので、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>そういった中で、やはり役場職員が先ほど寄り添うというような表現がございましたが、確かに公務員というのは公衆に奉仕する立場だというような認識がやはりございます。そういった認識が逆に助長させているといたしますか、役場職員には何を言ってもいいだろうみたいな感じにとられやすい部分でございますが、決してそういうようなものではないということで、お互い尊厳を守った中で話をしないといけないというようなことをおっしゃられたのだろうというふうに思います。</p> <p>そういった中で、私もハラスメントの部分で非常に耳にする、現に私の耳にまで入ってくるものもございます。そういった大小様々な部分も含めまして相談を受けたりなんかするというのを、今まで対外の方に対しては何も手立てがないような状態でございます。このハラスメントというのは、時効としては3年ということなんですが、それを知らなかったとしたら20年まで遡ってそれを処罰することができるというようなことであるらしいです。ですから、そういった意味で、トラウマになる、言われたことがトラウマになる、それから精神的に悩んでいると、それをちょっと分からなかったのだけど、それが原因でずっと悩んでいたんだという方については、20年ぐらいまで遡れるというようなこともあるようでございます。そういった意味で、今後役場の労働組合と協力しながら、そういうのをきっちりアンケート調査なりをしていかないといけないかなというふうにも思っておりますし、逆に法整備もしていけないといけない。ある自治体では、そういうような部分で時間分の人件費70万円を請求した自治体もあるようでございます。そういったような部分も含めて、適正にそういうものを排除できるような、役場の中でも法整備も進めていかないとならないかと思えます。</p> <p>議会の方は、議会の中で福岡県だとか宮崎の三股町とかそういうところで作っている部分もございますので、議会の方はそういうような部分で、また協力しながら、役場職員の部分とあわせてやっていければというふうに思います。そういった意味で、いずれにしましてもそういうような部分については、一歩足を進めないといけないのかなというような状況であるということを御理解を願いたいと思います。</p> <p>(陰能議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これで、陰能裕一君の一般質問を終わります。
	3 番	次に、3番 安藤義明君
		通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(安藤義明)	<p>ふるさと納税への取組み強化について。</p> <p>2023年度後志管内のふるさと納税額が新聞紙面に掲載されておりましたが、真狩村は2,804万円、管内20か町村中17位という結果で、ここ3年間金額、順位ともほぼ横ばいというところであり、真狩村の大事な自主財源の一つでもありますし、この状況をどう捉えているのか、また、今後どのように強化していくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 村長</p> <p>それでは、ただいまの安藤議員のふるさと納税への取組み強化についてお答えしたいと思います。</p> <p>ふるさと納税とは、都道府県や市町村への寄附金制度の一つで、応援したい自治体を自由に選ぶことができ、原則として、寄附から2千円を引いた額が、所得税及び住民税の控除となります。また、ふるさと納税を行った場合、寄附した自治体からお礼として地域の特産物などの返礼品をもらうこともできます。この返礼品については、総務省が定める細かなルールがあるため、返礼品として選定する際には、総務省の確認を受けることとなります。</p> <p>8月21日の北海道新聞小樽後志版に後志管内の令和5年度の市町村別ふるさと納税額が掲載されており、真狩村は、20市町村の中17番目の2,804万円でありました。この状況をどのように捉え、強化するのが、議員の質問だったというふうに思いますが、真狩村では、農産物やマツカリーナ宿泊ディナー券が主な返礼品だと認識しております。新たなサービスを追加することで、ふるさと応援寄附金の増額が可能ではないかと考えてもおります。</p> <p>現在、協議検討している返礼品は、宿泊を伴うキャンプ場やコテージのサービスで、宿泊数を増やすことで寄附額を増額することが可能となりますが、宿泊数、予約やキャンセルの方法などを詳細に協議しているところでございます。</p> <p>今年新たに追加した返礼品は、村内春にんじんを使ったリキュール、村内生産豚を使用した生ハム、ソーセージ、それから加工野菜のセットです。今後の伸びに期待したいところでございます。また、中間事業者から少額寄附の需要が多い旨の報告を受けており、現在検討を進めている状況です。</p> <p>議員の御指摘のとおり、この寄附金は村の自主財源となるものですか</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>ら、今後におきましても、多くの方に寄附していただけるよう、工夫に努めてまいりたいと思います。</p> <p>安藤義明君</p> <p>ふるさと納税の現状と、今の状況の判断はできているのかなと思います。また、これからキャンプ場や宿泊体験型というほうも現在の流れかなと思います。そのことに対して、これからのユーザーといいますか、応援してくれる皆さんもやっぱり返礼品も重要な選ぶためのアイテムかなと思います。</p> <p>また、春にんじんのリキュールや生ハム、企業版の寄附とか最近は新しいことも試みていくという案を聞きましたけれども、今の現状のふるさと納税の返礼品の状況に対しましても、幾つかホームページなどとかサイトがありまして、それも確認した結果、まだまだというか、私もふるさと納税をアップさせるには、まだ3つぐらい何か改善・改革が必要かなと思われまます。</p> <p>まず1つは、ふるさと納税返礼品の充実ですね。これはどこの市町村でも同じだと思いますけれども、最近家族も少なくなって、お試してみたいな感じで、現在の状況を見ましてもいも10キロが多かったりとか、金額のけっこう張る物もありますので、やっぱりふるさと納税は肉・海産は強いですが、それのない真狩については弱いところを補っていくには、体験型か、そういうような返礼品に手を出しやすいというか、お試しできるような、少ない金額でもできるというのが大事なかなと思います。</p> <p>また、返礼品の提供業者の充実ということも考えていかなければならない。また、地道なPR活動も必要だと思いますけれども、そういうことに対して何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 村長</p> <p>ただいまの安藤議員の御質問でございますが、3つの対応が必要でないかということでございました。充実、それから体験型、それから少額ということでございましたが、それからアピールというのもございました。その全てにおいてちょっと弱いのかもしれません。ただ、やはり村の特産品、農産物、そういう部分を手頃に食べれるように、加工場もございませんので、どのようにお客様が望んでいるのかというのを、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>まず体験するというか、知ることが必要かというふうにも思っております。あと、アピールにつきましても、いろいろなポータルサイトの方に載せながら、全国の方と応答をしているところでございます。</p> <p>議員の方からも言われました、やっぱり海鮮関係は非常に強い部分でございますが、ふるさと納税につきましても、先ほども言いましたけれども、総務省の取扱い、認定が非常に厳しくなっております。要は、どのものでもでなくて、そこでとれたものか、そこで加工して生産されたものでないといけないということで、非常になかなか農産物の加工場というのがなかなかない中で、海鮮と違ってなかなか難しいところがございますが、今言われたように、その言われた対応を十分に検討しながら、PRも含めてやっていきたいなというふうに思っております。</p> <p>それから商品開発につきましても、今言ったみたいに少しずつソーセージだとかにんじんのリキュールだとか、新たなものを伸ばしております。リキュールにつきましても、リキュールと合う食材というのを組み合わせながらアピールもできたらなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)</p>	<p>安藤義明君</p> <p>今の答弁から、ポータルサイトにいろいろなところに載せるとか、新しいものも出ているので、そういうのと返礼事業者の拡充、なかなか山では農業主体のところでは海産物は難しいというのは、それは私も思うところではありますが、事業者の拡充ということで、なかなか難しいとは思ひますけれども、事業者拡充のために何かしているのかというのがちょっと気になるところでありまして、いろんな事業者の拡充をするには、いろんな、商工会であったり、いろんな業者とのセミナーとか、ミーティングとか、そういう話し合いがやっぱり必要だと思ひます。そういうことに対して、何かこれから行動を起こすのが必要じゃないかなと思ひます。そこでいろんな意見が出てきて、新しいことが始まるかもしれませぬし、また、先ほど言ひました地道なPRという点でも、この間行われまはしたほくほくまつりですか、ああいうところで真狩村にたくさんの真狩のファン、じゃがいものファン、じゃがいもの好きな方がたくさん来ておられて賑わってございましたが、そういうところでもやはり地道にふるさと納税をお願ひしますというようなPRのブースを作るとか、例えばその他には、農産物の物産展には何回か行っていると思ひますけれども、そういうところでふるさと納税もお願ひしますというような、例え</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ばプレゼントというか、じゃがいもを配るとか、そういうような活動ができるのかどうかとか、そういうのも必要じゃないかなと思います。そのためには予算も必要だと思いますけれども、機構改革か何かになりますか分かりませんが、ある程度そういうふるさと納税を推し進めるための委員会でも何かあって、そういうところでお話し合いができて、そうすれば商工会の活性化とか新しい品物を開発、その手立ての意見も出てくるのではないかなと思います。そういうことがあって真狩のこの今の状況を変えていくためには、やっぱり内部からも考えていく必要があるのではないかな。</p> <p>ホームページを見ましても、企業版ふるさと納税に関しましてもふるさと納税のところをクリックしなければ、企業版の今までしてくれた人が分からないということになっております。せっかくふるさと納税で企業版でやってくれた人が最初のホームページの段階でも、企業との話し合いにもよりますけれども、使い道のところのホームページの下に応援して下さった企業が一番最初に出てくるとか、見やすいとか、そういうところでの改革も、ホームページからの改革も必要じゃないかなと思います。</p> <p>以前ちょっと指摘したことがあります、ふるさと納税のあの使い道のところの順番も、最近は見やすくなっておりまして、また、使い道のところで真狩高校を出してはどうかというところも改善できていました。こういうところはできやすいところはすぐできると思うので、なるべくそういうところをできるように、内部からも少し盛り上げていく調整が必要かなと思いますので、その辺に關してもう一度お伺いいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>今安藤議員の御質問でございました、内部からPRをする、内部から知恵を出し合うような組織を作ったらどうかということでございます。先ほど言いましたリキュールにつきましても、ソーセージにつきましても、内部からといたしますか、商工会も交えて話し合った結果で出来てきた、農家の若い方も入っての中だというふうな認識をしております。</p> <p>あと、うちの方で言いますと、具体的に言いますと、倶知安町が16億で、寿都の次についていたりしますが、これにつきましては倶知安町で何をしたいということではなくて、倶知安町に出来るホテル、高級ホテルの宿泊券をふるさと納税に入れることで、やはりサービスというのです</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>か、食べ物だけでなくサービスについてふるさと納税が入る。それから街角納税といまして、街で3千円とかやりますと、食事券が当たって、そばでもラーメンでも割引で食べれるようになると、そんなような取組を盛んにやっております、やはりあのスキー場がある、そういう観光資源を使いながらやっている。たしか、今日の道新にも京都との連携というのが出ていたような気がします、そういった意味でいろいろなやり方があるかと思えます。</p> <p>うちの方でもやはり食べ物というのは値段の相場が、高さが決まってくることでございますが、何かそういうような部分で少しでも集めることができないかというふうに考えております。今はふるさと納税の感覚がちょっと変わりまして、もう1兆円を超える時代になっているということで、その中で東京都が累計で9,452億円が削られているということになっておりまして、要は練馬区なんかでいいますと、2024年で50億の税金が流出しているというようなことになりました。そういった意味で東京なんかも本腰を入れてふるさと納税を集めるというようなことになりまして、銀座の高級テーラーの仕立券をふるさと納税に載せて販売するとか。何か逆に大きい街と小さい街が、地方と都市部が何か引き合いになっているということはいかなるものかというような記事も見つけたところでございます。かといって、うちがそれで遠慮する必要は全くないとは思っておりますが、そういった意味で、うちのほうとしましては、やはり真狩のブランドを愛してくれている方というのは若干なりでもいるのかなというふうに思っておりますので、これはよく復興支援の、石川県の方でもクラウドファンディングというやり方で、石川県の周りの町村が肩代わりで寄附をもらって、返礼品なしなんですよね。それでその街の復興にあれするためにやっていると、こういうような方法もございまして、真狩村につきましてもいろいろなキャンプ場だとか温泉だとか、そういった部分でそういうようなファンの方がいらっしゃるとしたら、そういうような部分で寄附をもらって、それで返礼品なしでいいのかどうかというのはよく分かりませんが、そういうような部分で改修するとか何とかという方法もできないことはないのかなということは、担当の方ともお話をしているところでございます。</p> <p>なかなかやはりちょっと一歩進む勇気が、なかなか難しいところでございますので、そういった意味で、また皆様方のお知恵も借りながら、それから関係する商工会、それから農協だとかの団体の方と相談しながら、いろんな方法をまた積み上げていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>倶知安町の16億円とか、寿都町の20億円、とっとうらやましい話です。倶知安町の例を挙げられたので、倶知安町は16億円ですけども、1位から10位まで、その6位の食品を除いては全てトイレトペーパーということで人気商品で、まずうちにあっても非常時に使えるとか、そういうときのための安心のものかなと思います。それと真狩とはなかなか一緒になりませんが、倶知安町でも海鮮があったり、いくらがあって、加工しているところが提供するところが倶知安町にはあるので、そこで提供しているということで、返礼品の中にも入っていました。そういうのを見ると、ああ真狩でもそういう事業者が出てくればいいのかと思います。寿都町はほぼいくらというメインというがあるので、そういう事業者も発見していくことができれば、それも一つの手かなと思います。</p> <p>また、クラウドファンディングの話も今出ましたけれども、例えば倶知安町でいいましたら、スキー場の第1駐車場ですか、あそこを整備するためには、クラウドファンディングで集めて整備していきたいということもホームページにも載っておりますし、それができなければ町長自ら有意義に使わせていただきますという話がホームページにも載っておりました。以前私も言っていました、中学校の建て替えの時だったら、そういうクラウドファンディングというか、ふるさと納税でできるのではないかということも一時言ったこともありますけれども、全体的にも真狩ファンを増やしていければ、ふるさと納税につながるのかなと思います。</p> <p>いろいろなことを申し上げましたけれども、村長自ら一歩踏み出す勇氣ということも言っていましたので、是非とも、急には1年、2年で増えることはなかなかないと思いますけれども、お互い商工会とも同じように、これからも密にして話し合っていて、村長自ら一歩踏み出す勇氣を持って、来年、再来年には倍増とは言いませんけれども、上向きになるように、そういう結果をもたらしていけるように、役所というか、みんなで知恵を出し合って真狩ファンを増やして行って、真狩の経済の手綱の大事な一つでもありますので、何か一歩前進していただけたらなと思います。以上です。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>ただいま安藤議員の方から、励ましのお言葉だというふうに理解をしております。2、3年後に倍増になるかどうかというのはちょっと非常にお約束できないのですが、その意気込みでこれからもふるさと納税を真剣に取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、安藤義明君の一般質問を終わります。</p> <p>次に、1番 大平慎一郎君</p>
1 番 (大平慎一郎)		<p>通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>今年6月の第2回定例会において私が一般質問を行っている際、議長から、「通告の範囲を越えている」という理由により、途中で質問の進行を止められました。</p> <p>その質問は、「定例会・委員会での執行者の答弁などに対する責務と、質問に対して速やかなる回答がない場合、先送りとなった場合について、その後の村長が取るべき対応などについて」お聞きをしたところであります。</p> <p>それに対する村長の答弁は、「村には、あらゆる団体から要望が寄せられる。しかしながら財政的問題などから、なかなか一朝一夕に解決はできない。全ての案件について慎重に検討をして進めることが執行者の責務である。」と、ちょっと私の質問に対する回答とはなっていないような答弁をいただきました。</p> <p>さらには、「未回答というものは記憶にない。答えないで終わっているということはないと認識している。」との答弁がありました。</p> <p>私は、質問時に速やかなる回答がなかったり、先送りされているものがあるから質問をしているのです。</p> <p>村長のこの一顧だにしない答弁は、私の質問の大前提を無くしているものであり、質問を続けるためには、具体的な内容に入っていくしかないのです。</p> <p>議長が止めた私の質問を、通告の範囲を超えているとしたならば、全く中身の無い質疑で終わらせてしまうこととなってしまいます。多分、答弁者である村長もそれは望んでいたことではないと思います。</p> <p>議長からは、改めて、これまでの質問に対する回答を求めるのであれば、次の定例会等で質問をするようにということでありました。</p> <p>また、議長が例外的として認めた質問。ちょっとこれは字句が間違っ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ておりました。公共施設整備計画と書いておりましたけれども、公共施設等総合管理計画の誤りです。訂正をお願いしたいと思います。公共施設等総合管理計画の「アクションプランなどの提示」について、村長からは「答えていなかったような気がする。」として、答弁をいただきました。</p> <p>このことは、前段で「答えないで終わっているということはない。」という答弁とは矛盾しているものと考えます。私どもの限られた質問機会での質問に対する村長の取り組む姿勢を疑ってしまいます。</p> <p>そこで、これらのことを踏まえて、改めて、質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>本会議・委員会などにおける執行者側の答弁・発言の内容、姿勢に係る責務についてどのように考えておられるのか。質問に対して回答がない場合・先送りとなった場合について、その後の村長が取るべき対応などについてお伺いをいたしたいと思います。</p> <p>また、議長が個別案件であると言っていた、以前に私が本会議・予算委員会などで行った質問答弁の内容をもとに、関連する質問をさせていただく場合があることを通告いたします。</p> <p>さらには、令和6年6月定例会で特例として議長が認めた質問にかかる質疑については、さらに継続をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、大平議員の質問に答えたいと思います。</p> <p>私は、回答は質問者に敬意をもって、正面から真摯に答えることを大切にしたいと思っております。</p> <p>まずは、『「全ての案件について慎重に検討して進めることが執行者の責務である。」とは回答にはなっていない。』との御指摘でございました。私が回答したのは、「住民などから多数寄せられる大小様々な声に答えることが執行者側の責任であり務めである。諸事情により一朝一夕にいかないものも多いが、これらの一つ一つを政策として速やかに具現化・実現化させることが執行者としての責務と考える。」と答弁をしていたというふうに認識しております。</p> <p>そして、私が「未回答という記憶がない。」と言ったのは、議場や各委員会での質問を執行者側から打ち切ることはなく、議員の方々の方から「以上で質問を終わらせていただきます。」などの言葉をいただいて、質問は完了・終了するものと認識をしているところです。よって、未回答</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>や回答を先延ばしにすることではなく、その議会・その委員会で完結していると考えているということでございます。以前に質問があった同じ問題・課題の質問であっても、その時点で新たな質問として受け止めているところでございます。しかしながら、多くの指摘いただく事項については、内部で検討・熟考を重ね、適正な村政執行に努めていきたいと考えております。その中で、予算が必要な案件、御意見をお聞きしたい案件については、今後も常任委員会、各種委員会の場において議員の皆様にご相談を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、「アクションプランの提示について、答えていなかったような気がする。」と矛盾をしているとの御指摘でございますが、これも、休憩の間でございましたが、大平議員と議長のやり取りの中で、議員から「村長がやると言ったのだから、やるか、やらないのか、村長が答えられるだろう。」と、そういうふうに私に言われました。それで、議長がその点にのみ答えることを許すというような形で答弁をした部分でございまして、前回の質問を読んだわけでございますが、「アクションプランについて知らせるべきものではないかと思いますが、いかがでしょうか?」という大平議員の質問がございました。それに対して、「70 施設 30 年間のデータはかなりのボリュームもあり、サーバー等の負荷もありますので、なければ提示することができるかなというふうに思っています。」と回答しております。次の3回目のターンで、議員の質問の中で「それらは掲載してほしいと思います。」と念を押されました。それについて私は、回答が変わらなかったものですから、明確に『「出来る・出来ない」とは答えていなかったと思う。』というふうにこの時に答えたのかなというふうに思っております。</p> <p>続けて、その後に「掲載については、担当者がサーバーの負荷部分も含めて今検討している。」とも答えているかと思っております。</p> <p>現在は、担当者が負荷をかけないように工夫をして掲載をしているところでございます。</p> <p>一般質問、総括質問などの回答は「聞かれたことに答える」ということを念頭に置いているつもりでございます。通告を受けて、あらかじめ資料を収集して回答書を作成するものでございます。2回目、3回目以降、口頭で広がった予期しない質問では、もしかすると答弁漏れや回答違いがある可能性があるものでございます。できるだけ質問の内容を通告書に詳細に書いていただきたいというふうにしていただければ、このような錯誤がなくなるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	<p>大平慎一郎君</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>村長から答弁をいただきました。</p> <p>ただ、最初に村長が言われていた点、私の質問に対して回答とはちょっとになっていないのではないかという部分についてでございますが、基本的に私はこの議会という公の立場で議決権を持ち、そして執行を監視する立場の者として質問をさせていただいたものでありまして、村長が村のあらゆる団体から要望があったものについて一朝一夕に解決はできないという答弁は、ちょっとずれているのではないかと、そのように私は感じたところであります。ということは、私は要望を言っているわけではないのです。質問をしているのです。その質問に対しての答えが違うのではないかなと思っているところでございます。</p> <p>また、これは村長が未回答とか先送りになったものについての判断でございますけれども、はっきりと「未回答というものは記憶にない、答えないで終わっているということはないと認識している。」ということでもあります。ただ私が質問していく中で、アクションプランの関係などについては、この後もちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、これについては、「あれば提示したい、なければ申し訳ない。」という、そのような回答をいただいていると思っております。それは議事録を見ていただければ分かるかなと思っております。ただ、先ほど村長が言われた休憩中の発言については、私は調べるすべもありませんですし、実際にそれはどのような応答があったのかということは、もうかなり前の話なので、私の記憶にはありません。私は、議員として議会に送り出された以上、議決をする、執行を管理する役目を持って活動しているものと思っております。予算編成、執行権を持つ村長に対して質問する権限は、議員に与えられた重要な活動と考えます。</p> <p>私は6月の定例会において、「行政は常に動き、継続をしていきます。我々の質問も回答がない場合、先送りとなった場合は、継続していかなければ意味がないと考えます。」と質問させていただきました。質問に対する私の考えは、今も変わっておりません。</p> <p>村長が保留している、そして先送りしたという部分の私は認識はございますが、村長はそれはそういう認識は持っていないということの答弁でありました。</p> <p>今後において、村長がこのことを少しでもくみ取っていただきまして、私のこと、発言をくみ取っていただければいいのかなと思っております</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>が、今後の対応についてさらにお聞きいたしたいと思います。</p> <p>この後、前回の質疑の継続したものについて、さらに質問させていただきたいと思います。</p> <p>前回、最後に例外的として質問が認められた、これもいろんないきさつの中で村長も話されておりましたけれども、昨年12月定例会での一般質問での公共施設総合管理計画での計画の年度別の内容、平準化した各年度8年間の事業内容、アクションプランについてですが、先ほど言いましたように、「プランがあれば提示することはできる。後ほど確認するが、もしなかったらおわびしたい。」との回答がされました。これは、私は先送りしたものと認識しております。6月定例会では、村長はこのことについて、「プランはかなりのボリュームである。大平が望むのであれば提示もできるし、それを閲覧できる方法も検討したい。」と、その旨の答弁がありました。その答弁についてであります。私は当然、計画書に掲載されてもいないアクションプランそのものの内容を知って質問しているわけではありません。ただ私は、総合管理計画41ページ3、公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の中で、「アクションプランは令和4年度から令和10年度までの整備を対象に平準化を実施します。」と記載されております。これは同じページに掲載しているグラフでは、令和11年度までのグラフとなっており、正直7年なのか、8年なのかははっきりしませんが、平準化した各年度4千万円という事業は、はっきりと示されているものであります。これにより、各年度の対象となる施設の個別の事業・計画が示されているものがあるとの解釈をさせていただきました。そこで、平準化したアクションプランを見つけることができなかつたために、質問させていただいたところでございます。膨大なプランということですが、そうであるならば、私はその膨大なものを閲覧を望むものではありません。昨年12月定例会の議事録を見ていただければ分かると思いますが、この総合管理計画を村民に示すのであれば、せめてアクションプランが基となっているであろう直近各年度の事業内容、特に7から8年間の平準化した事業内容を示すことが必要ではないかと言っているのです。施設を利用する住民にとって、計画がある以上、どの施設がいつ、どのように更新されていくのか知りたいところであり、知らせるべきではないかと言っていたわけでございます。</p> <p>今朝ほど私、ホームページを確認させていただきました。ちょっと気がつかなかつたのですけれども、アクションプラン（総括表）（計画集約シート）（個別計画シート）、それが掲載されておりました。多分これは</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>私のミスなのか、2, 3日前はこれはなかったような気がするのですが、これは急ぎよ載ったのかなと思っておりませんが、それはちょっと私も確認しておりません。</p> <p>できれば、膨大なもの、個別計画シートはかなり膨大なもので、要するに向こう30年間のすごい長期にわたって示されているものでありましたが、先ほど言いましたように、住民に示すものはそれは基本となるものでありますが、それはもう10年後20年後はかなり変更していかなければならないと思っております。</p> <p>先ほど言いましたように、7年間4千万円、7, 8年で4千万円、平準化したものをアクションプランに掲載しているということですが、こちら辺を重点的に示していただければいいのかなと思っております。ただ、このアクションプランが掲載されたこと、本日に間に合ったことについては、感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>ちょっと私も質問の内容がちょっと錯綜している状況でございますが、村長からのお考えをお聞きいたしたいと思っております。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、大平議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。</p> <p>先ほども私が言いましたけれども、皆さんの議員のお答えには真摯にお答えしたいという気持ちを持っているということでございます。そしてできれば通告にある部分については、的確に答えるように、資料も集めて、答えていきたいというような気持ちでございまして、別に特に議決権を侵害するというような気持ちは全く持っておりません。それは私は全然そんな気持ちははなはな思っておりません。</p> <p>それから、前の12月の時の議事録で、私が「あれば載せるけれども、なければごめんなさい。」というような発言は、ちょっと記憶がございません。それで先ほども言ったのですが、私が言ったのは、大平さんが、2回目の質問ですね。2回目の質問で「アクションプランとなっているが、見つけることができませんでした。知らせるものではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。」という質問に対して、私は「もしあれであれば」という言い方だったのですが、「これはボリュームがたくさんあるものでございますので、負荷がなければ」という意味で「あれであれば」というような、ちょっと言葉を使ったのですが、「負荷がなければ提示することもできるかなというふうに思っております。」というふうに答えているところでございまして、「できなかつたらごめんなさい。」というような</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>発言ではなかったかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>それから平準化の部分につきまして、アクションプランですか、載せたのは7月でございます。7月に載せて、昨日・一昨日載せたということではなくて、7月に事務の方であれして、要は、言われてから事務の方で負荷がかからないような載せ方を検討していたわけでございますから、それで7月に載せたということでございますので、これに間に合うように載せたというのは、ちょっと誤解かなというふうに思っているところでございます。</p> <p>それから、アクションプランについてですが、平準化について、もし質問があれば、私もあのときたしか、ちょっと平準化の部分の認識というか、勉強不足だったものですから、ちょっと下の担当に聞いたことを言いました。間違っていることは言っていないとは思いますが、でも、ですから、もし必要であれば、次回の常任委員会なりなんかで、担当の方からもう一度アクションプランについて説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、それで御理解を願いたいというふうに思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平議員、要点を整理して発言してください。</p> <p>しつこいようで申し訳ありません。</p> <p>私がそんなにこだわっているということではないのですけれども、この計画を策定した大きな意味合いを感じたから質問させていただいております。30年間で204億円の公共施設整備費用、現有施設の維持のためには132億円投資的経費が不足をする、インフラを除き、プラン作成対象施設の整備費用は21億6千万円と、膨大な試算をしております。この計画は、村長以下、村の施設ですから、大多数の職員が関わり、コンサルも含めると相当の時間と人を費やしていると考えます。この計画は、将来にわたり村を健全に維持していくための一種の道しるべではないかと思いました。せつかくの計画です。計画は難しいものではなく、できるだけみんなで理解・共有していくことが必要と思います。本当に分かりづらいこの計画について、質問させていただいたものであります。</p> <p>前の質問と関連しますが、計画の分かりづらさに対してですが、計画書自体を変えることは難しいと思いますが、せめて概要版だけでも住民に分かりやすいものにしてほしいと、私の質問を受け、この計画書の分かりづらさについては、概要版を含め改善に向けて内部で検討したい旨の答弁をされております。これも最近私が見た限りでは、ちょっと間違</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>っているかもしれませんがけれども、ホームページに掲載されている計画書・概要版は以前と変わっていないような気がいたします。私の質問から約6か月が経過しております。それについては、概要版の分かりやすくするという部分については、検討中でしょうか、確認をさせていただきたいと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範)</p>	<p>答弁できますか。 答弁 岩原村長</p>
	<p>村 長 (岩原清一)</p>	<p>ただいまの御質問にお答えをしたいというふうに思います。 見づらいというようなことで、概要版を直しているのかというような御質問でございましたが、概要版が見づらいというような問い合わせはちょっと他にもないものですから、もし大平さんの御意見もいただきながら、もしどこを直したらいいとか、どういうふうにやったら見やすいというようなことを検討させていただければというふうに思います。見た感じの、見た目でその方のその知識に応じて見やすい、見にくいというのも出てくるのかなというふうに思いますが、その概要版ですから、見やすくしているということが前提とっておりましたけれども、見やしくないということであれば、どのような点が見にくかったのかというのを教えていただきながら、ちょっと直していきたいというふうに思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平議員 まず、私が質問した件については、概要版について分かりやすくする部分について、検討を重ねたかどうかということ聞いたものについては、多分村長の今の答弁の中では、それは今していないということなのかなと思っております。 それで、見やすいようにという村長の表現でしたけれども、私は分かりづらいという表現をしたのです。その辺のニュアンスの違いがありませんけれども、いろいろございますけれども、総合計画の概要版の「はじめに」という部分で、この左側の「計画策定の目的」、これはもう例えの話をさせていただきますけれども、この目的の対象施設は、公共施設・インフラが全て対象にしているということでグラフを書いております。その横の公共施設の概要及び将来の見通しの部分について、右側ですね。それについては、これを見る限りでは、個別計画のアクションプランや</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>平準化、インフラ・公営住宅など他の計画のあるものを除いたものを掲載しているように私は理解しました。私が理解したのは、私、曲がりなりにも計画書本文を見たから分かるのです。これをいきなり概要版だけを見て、多分住民は分からないと思います。インフラを含めて全体の、言えば左側については、30年間で204億円と試算されているものでありまして、右側については30年間で21億6千万円と試算されているものであります。多分ちょっと見方がおまえ悪いのではないかということもあるのかもしれませんが、分かりづらいということ。見やすいというよりも分かりづらいということなので、そういう部分で改善に向けて検討をお願いしたいなど。なかなか概要版について、いろいろコンサルとかそういう事業者があるから難しいというのであれば、その旨の回答をいただければと思います。以上でございます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>今のアクションプランというのは、国土交通省の計画に基づいて、各自治体が全部作っているものでございます。言うなれば、長い間に、要は建ててからずっと今までいろいろな方がその担当になって、ずっとやっているのですが、建物の50年、60年の間に適正に要は改修をしていなかった部分が200何十億というような形にもなったのかなというふうにも思っております。そういった意味で、そういうものを今回洗い出して、国の国土交通省の指導の下で洗い直した部分が今の公共施設の部分かなというふうに思っております。また、そういった意味で、右側に書いてある全施設と書いてあるのに、こっちの方では個別の部分が載ること、その数字が違っているというような質問であったかなというふうに思いますが、その部分を含めて、どのような言葉でどういうふうにしたらいいのかも含めまして、また議員の皆さんにどういう直し文章にしたらいいのかということも含めてお聞きしながら、直していきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)</p>	<p>大平議員</p> <p>概要版の関係について、私はこの概要版の部分について、右と左の金額が違うとかそういうことを言っているわけではなくて、前提として、右に書いてあるもの、左に書いているもの、これは違いますよとか、そういう文が無くて、これはいきなりグラフが入っているということが、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>これは分かりづらいのではないかとこのことを指摘していることとございます。それについてはちょっと検証をいただきまして、直すことができるならば、御検討をお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>さらに、この公共施設については、これで終わらせていただきたいと思ひますのですけれども、村長が今年6月の定例会の質問に対して、先ほど言ひました「答えないで終わっているものはない。」と言ひておられました。多分、今回の質問通告を受けて、村長は議事録、議会だよりなどあらゆる改めて振り返ってきたと思ひますが、見解の相違とかそういうことあるのではありませんけれども、本当にそうだったのでしょうか。</p> <p>昨年12月の議会での質問だけでも、先に質問した2件以外にはっきりしているものだけで、私が再三にわたり平準化の考えや5億2千万円の削減効果の根拠、算定などについてお聞きしましたが、答えない理由を述べることもなく、全くスルーをされた状態でありました。この時の一般質問では、「私はなかなか村長とかみ合わない、話がかみ合わない、錯綜している、理解できない。」などの表現を多く多用したような感があります。今ここで改めて削減効果について回答を求めるものでありませんが、私は答弁する姿勢として、答えれるものは答える。すぐに答えられないものは、その理由を示すなど、できればしかるべき対応をすることをお願いいたしたいと思ひます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの質問に答える前に、先ほど国土交通省と言ひましたが、総務省の間違ひでありますので、訂正をさせていただきますと思ひます。</p> <p>それから、アクションプランのことにつきましては、私も答えれる範囲で、私もちょっと担当に聞きまして、答えたという部分もございまして、その時に私が、読むと長いのですけれども、数字のことも答えておりますし、2億1,600万円の部分について、それから平準化の部分についても答えているかというふうに思ひますが、多分その内容が、30年間で7,200万についても答えているのですが、なかなか担当のように詳しく、詳細に答えることができなかつたのかなというふうに思ひております。先送りにしたということではなくて、私はこの時にちゃんと答えたつもりでありました。この質問が終わるときも、「質問を終わります。」ということでしたので、納得していただいているというような理解でありましたが、先ほども言ひましたけれども、その部分について詳細について、数字について、私はちょっとやっぱり答えるべきでなかつたのかな</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	<p>と今思っています。要は、うる覚えで下の担当者に聞いたことをしゃべることにはしない方がいいのかなというふうに思いますので、しかるべき詳しい担当者に今後その部分については、常任委員会なり、何かの中で答えさせていただくようにしたいなというふうに思っております。以上です。</p> <p>大平議員</p> <p>私が質問した経緯については、村長が今、20何億の、それはアクションプランのインフラを除いた部分の事業であると、そのようなことで答弁をいただきましたが、私が質問したのは、7年間ですか、8年間ですか、7,200万円を4千万円に圧縮して平準化する、その削減効果については5億何千万円の削減効果があります。その関係については、その根拠なりその部分についてお聞きしたところでございまして、それは厳密に言えば3回私は聞いています。なんも私はその後追跡がなかったから、村長が答弁しなかったというよりも、3回形は変えたといえども質問しております。これについては、今答弁いただきたいということで申し述べているわけではありませんが、要するのこの質疑の内容をもう一度検証していただきまして、今後の対応をお願いしたいと思っております。</p> <p>この関係については、これで終わらせていただきたいと思いますが、さらに冒頭の中で私は、関連をする質問をさせていただく場合があることを通告いたしますということで、質問通告をさせていただきました。</p> <p>そこで、次の質問の関係ですが、今年3月の予算特別委員会、国保診療所特別会計の審議の中で、私が保健福祉センターと診療所の電気代について質問をさせていただきました。予算委員会で聞いたところによると、両施設で1基のキュービクルの設置となっており、電気代の負担については、そこからメーター按分により算定しているということですが、両施設の施設機器、設備状況などから、その負担について質問させていただきました。多分これ村長の答弁は、調査をするという回答であったと思いますので、その調査結果はいかがだったのか、お教えいただきたいと思っております。簡単な答弁でよろしいと思っております。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長	<p>答弁 岩原村長</p> <p>その今の御質問に答えますが、アクションプランの方はよろしいです</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	(岩原清一)	か。 (大平議員「アクションプランはもういいです。」)
	〃	いいですか。 (大平議員「あれば、教えてください。」)
	〃	アクションプランにつきましては、私が7,200万の部分について答えているようでございます。ただ、ちょっと言葉が足りなかったというか、知識が足りなかったので、伝わらなかったのかなと。大変申し訳ないと思います。これにつきまして、次回の常任委員会でもう一度担当の方から7,200万の平準化の部分を含めて、要は21億6千万だったかの30年間を平準化して7,200万にするというようなことの答えをしたのですが、それじゃちょっと言葉が足りなかったのかもしれないので、もう一度アクションプランについて、説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。 それから、春の予算委員会の中で、診療所の部分が出ました。調査をいたしますというふうになりました。それにつきましては、調査をいたしました。業者の方に頼みまして、子メーターの部分の電源の流れ方、それについて調査しましたが、子メーターの方には診療所の電源が全部流れているということで、入っているということでございました。それから、資源エネルギー庁の方で、按分子メーターの設置の仕方というものも出ておりまして、それを間違っていないか見たのですが、それにつきましてもエネルギー庁の指針のとおり取り付け方になっているということでございますので、電気につきましては大丈夫だという認識を持って今まで運営をさせていただいているということでございます。
	議 長 (佐伯秀範) 1 番 (大平慎一郎)	大平議員 ありがとうございます。 村長がしかるべき調査をした結果として、問題がないというのであれば、そのとおりだと思います。私自身専門知識があるわけではなく、専門家にとってみれば本当に幼稚な質問だったのかもしれませんが、御答弁ありがとうございます。 ただ、この電気代の質問をしたことについては、私は地方自治の会計の原則、総計予算主義に基づき質問をさせていただきました。質疑の途中、答弁調整の休憩が入り、委員、村長からいろんな言葉が投げかけら

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>れました。それは特に問題とするものではありませんが、ちょっと私が気になったのが、村長以外の村長部局から、私の質問を非難するともとれる言葉が投げかけられたことでもあります。これは質問の論点を私としては完全にすり替えていたのではないかなと思っております。私の質問の内容、意図は全然通じていないのかなと思ったわけであります。どんな下手な質問であろうとも、私は地方自治の二元代表の一方として、もう一方の村長に対して質問したのです。予算委員会での私の質問内容を確認すれば多分分かると思いますが、当然のことではありますが、私は診療所なり保健福祉センターを責めているわけではありません。両施設とも村の計測により請求のあった電気代は、当然きちんと納めています。納めていますし、村民の医療、健康のため、福祉のため、尽力されていることは、十分に分かっております。その村の計測について、私が疑問があったから問うたのであります。この質問の根底なり、その先の部分であります。万が一調査の結果、料金に不足があれば頂くということではなく、執行者側の考えであります。指定管理料で対応するなどもできると思っておりました。私がこの予算委員会で質問した件について、もしかしたら誤解があったのかなと感じているところでありまして、私のこの質問の意図について御理解をいただければと思っております。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>ちょっとそういうような方向の話にいくというふうに思ってもおりませんでしたので、その状況が思い出せない部分がたくさんございます。通告の方に書いていただければ、多分みんなで話し合ったのですが、いつ誰がどうしたのかというのが、今ちょっと思い当たりませんが、何か失礼なことがあったということでございますが、もしそういうことがあったとしたら、謝罪をしたいなというふうに思います。ただ、あったかどうかもちょうと今頭の中にないものですから、もしあったとしたら大変申し訳なかった。もうちょっと具体的にどういうことかと言っていたければ非常にいいのですが、多分そういうような意味で言ったんじゃないと思います。</p> <p>この電気代のことは、私も10年以上前に財政係長をやっていたときに、査定場で30%ぐらいしか掛からないのかというふうに、同じような疑念を抱いておりました。その時も電気料について5年間遡って調べましたけれども、全然異常がなかったと。実際問題、今担当者の方で電</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>気代の方を調べましたら、だいたい2,800キロワットで毎年前後しているということで、メーターが壊れたというような形跡もございませんので、ちょっとこの部分については間違いがなかったかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、その発言があったということにつきまして、どう言ったらいいのかよく分かりませんが、もしあれであれば、どういう言葉だったのかもちょっと分かりませんが、不愉快な思いをさせたということに対して謝罪をしたいというふうに思います。</p>
11 : 57	議 長 (佐伯秀範)	<p>村長の答弁が終わりました。</p> <p>昼食のため、ここで休憩をとりたいと思います。</p> <p>午後の開始は、1時30分となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
13 : 30	〃	<p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p>
	〃	<p>会議に先立ちまして一言申し上げたいと思います。</p> <p>議会における一般質問、基本的には、一般質問とはその都度完結しているもので、継続するものではありません。そもそも本会議自体についても、会議不継続の原則で、各会期ごとに独立するという基本的なルールがございます。これまで、質疑・質問の執行側の対応に対する疑問があれば、次の定例会で改めて一般質問として行っていただきたいと思っております。加えまして、執行者側もきちんと答弁、曖昧な答えではなくて、きちんと簡潔明瞭に質問者に伝わるように、双方がお互い歩み寄って質問・答弁を繰り返していただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
	〃	<p>それでは、午前中に引き続きまして、大平議員の一般質問の続きを行いたいと思います。</p> <p>大平議員</p>
	1 番 (大平慎一郎)	<p>長時間にわたっての質問、申し訳ありませんでした。</p> <p>回答をまだいただいている件などがまだありますが、この質問の本筋から離れてしまいますので、それについては、また別の機会にお聞きいたしたいと思っております。</p> <p>今回は、6月定例会に引き続き、2度の定例会にわたっての一般質問で</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>した。予算編成権、執行権という大きな力を持っているのは、村長が唯一であります。地方自治の車の両輪の一方といわれている議員は、与えられた業務の中で重要と思われる質問をする権利をいただいております。言うまでもありませんが、村長にはそのことを理解いただきまして、今後質問などに対する対応を私からお願い申し上げたいと思います。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>先ほどの最初の答弁の時にも申し上げましたが、私も議員の皆様への質問に対して、正面から真摯に答えたいというふうに思っております。特に一般質問につきましては、できるだけ通告書に沿って答えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>(大平議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで、大平慎一郎君の一般質問を終わります。</p> <p>次に2番 大町徹君の一般質問をお願いいたします。</p> <p>大町徹君</p>
	2 番 (大町 徹)	<p>通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。</p> <p>真狩村ハザードマップの住民周知について。</p> <p>近年、災害の激甚化、頻発化により、甚大な被害が発生している。</p> <p>今後、気候変動に伴い、災害リスクが更に高まっていくことが懸念される中、住民へ分かりやすく質の高い避難方法の周知を徹底する必要があると考えます。</p> <p>災害時の避難計画について、村長の意見をお聞かせください。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの大町議員の真狩村ハザードマップの住民周知について、お答えしたいと思います。</p> <p>地球温暖化の影響により、極端な気温の上昇による熱波や強い台風、集中豪雨などの異常気象が頻繁に発生しております。</p> <p>8月に発生した台風10号は、九州を横断し四国、近畿地方に大きな被害をもたらしました。</p> <p>また、地殻変動により大きな地震の発生など、自然災害による被害が</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>各地で発生しております。</p> <p>大町議員からの質問のあった、真狩村ハザードマップにつきましては、指定避難所などの防災関連施設、雨量により浸水想定区域、土砂災害計警戒区域などを表示しております。</p> <p>ハザードマップは、令和2年に作成し、防災のしおりとともに各御家庭に配布しております。また、真狩村のホームページや村内の施設と地区集会施設に掲示するなどしながら、住民への周知を行っております。</p> <p>今後においても、防災及び災害基準の変更などにより、防災計画の変更が生じハザードマップの変更が必要な場合は、修正したものを改めて住民への周知してまいります。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 2 番 (大町 徹)</p>	<p>大町議員</p> <p>確かに私も今、令和2年に配ったものと、ホームページにもあるもの等もありますが、なかなか家の中でしまい込んでしまったりして、見る機会も減ってしまいますので、もう少し避難所への指定整備について、住民への分かりやすい情報周知を徹底する必要があると考えます。街に近くない地区にお住まいの高齢者だとか障害者等の方は、福祉避難所などへの避難方法や、あとは書いてはないのですけれども、AEDの場所など、そういったものを防災の日などにあわせて住民説明会などを実施したほうが、ハザードマップ等の見方を伝えていくことができると考えますが、今後の防災について、発信方法、住民説明会などを開く予定はあるのか等をお聞かせください。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの大町議員の御質問でございますが、確かにハザードマップは家の隅に置かれがちでございますが、なかなか内容を把握するというのは、よっぽど関心が高い方でないと、ましてや真狩はちょっと災害が少ないものですから、そういう意識が低いというのは私も感じております。</p> <p>そういった中で、いろんな機会にその危険箇所、それからそういう部分につきまして避難箇所、それからAEDの場所なども、何かの機会に付けて、防災に限らず、なんかの機会があれば広報、それから会場で説明をする機会があれば、職員みんなで行っていきなというふうに思っているところでございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ハザードマップにつきましては、これにつきましては北海道が北海道の土砂災害地域の指定を受けて掲載しているものでございますから、道の方での一定基準にある地域を危険箇所として掲載しているところがございます。そういう意味で、ハザードマップの必要性というのをもう一度認識してもらって、真狩村の場合はここが危ないよというのがちゃんと出ているというふうに思いますので、周知の方には力を入れていきたいというふうに思っております。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 2 番 (大町 徹)</p>	<p>大町議員</p> <p>それでは、もし起きてはならない最悪の事態となった場合に備えて、各避難所での暖房器具や段ボールベット、あと発電機の電気容量などとか、食料などの物資の分配予定と、今後導入を計画をしている防災器具なども防災マップ、ハザードマップに加えることができないのでしょうか。各避難所へ分配される物資の量が見えれば、村民も自分たちで必要なものをそろえるなど、防災意識が高まると私は考えます。もし、起きてはならない最悪の事態（全村被害）といたしますか、となった場合を想定した防災訓練等を行う予定はあるのか。その防災訓練の実施、検討について村長の意見を伺います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>最悪の災害の被害ということでございますが、確かにそういうふうになりますと、どこでどう起こるかというのがちょっと分からない。避難所がどこが生きるのかというのもちょっと分からない状況になるかと思えます。ただ、そちらの方に防災倉庫を建てたことによりまして、そこに備蓄品だとかそういうものを置いております。ただその扱いについて、職員があまり知らないというものがございまして、職員に対してもそういうような段ボールベット、それから発電機、食料の場所だとか、そういうものを含めて、きちっと役場職員一人一人の役割をきちっとしながら、訓練をしていきたいというふうに思っているところでございます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 2 番</p>	<p>大町議員</p> <p>答弁ありがとうございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	(大町 徹)	<p>まずは、職員に対しての防災訓練等を実施してからスタートをしていただければ安全だと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>そして、次の質問です。地区によっては住民の数が少なくなっているエリアもあると聞いているので、広域での地区連携災害対策を考えていく必要もあると考えています。村民による自主防災意識を高め、行政と一体となり、災害対策を進めていけるよう、これからも安心して住めるまちづくりをお願いします。広域での地区連携災害対策について、村長の意見を伺います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいま大町議員の方からありました、地区の人数が少なくなってきたというふうに思っております。今のところ、地区全体の連携というのはないのですが、今、地区連とか、そういうものもございまして、そういった意味でその地区の一人一人の災害の認識、知識を上げていくというようなことで、その地区連携につながっていけばというようなところでございます。答弁が重複しますが、先ほども言いましたように、その地区に限らず、住民一人一人に周知をして、災害に対する、それから地区の要は防災の要援護者というのですか、のことも含めまして、そういう意識を高めながら、自らその災害に対する備えをできるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思います。</p> <p>(大町議員「終わります。」)</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これで大町徹君の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
	〃	<p>日程 6</p> <p>認定第1号 令和5年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第2号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第3号 令和5年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第4号 令和5年度真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第5号 令和5年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>の認定について</p> <p>認定第6号 令和5年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>を一括して議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>認定第1号 令和5年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>令和5年度真狩村一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。</p> <p>令和6年9月12日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>認定第2号から認定第6号までにつきましても、認定第1号と同様に、令和5年度各特別会計の歳入歳出決算認定となっております。また、監査委員の決算審査意見書につきましては、認定第1号のみに添付しております。</p> <p>令和5年度の一般会計と各特別会計につきましては、本年5月31日をもって出納閉鎖し、会計管理者において決算を調製いたしまして、7月26日に監査委員の審査に付したところであります。8月1日から21日まで審査が行われ、8月26日に決算審査意見書を提出していただきました。</p> <p>これによりまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、そして、主要な施策の成果報告書などを添えて、議会の認定に今回付すものです。</p> <p>いずれの会計におきましても、歳入の確保と適正な予算執行に努めまして、歳入歳出差引額及び実質収支額は、黒字となっております。</p> <p>それでは、認定第1号から認定第6号につきまして、一括して提案理由の要旨について御説明申し上げます。なお、各会計の詳細につきましては、歳入歳出決算書及び別冊で配布しております令和5年度 主要な施策の成果報告書の第1表 令和5年度真狩村会計別決算総括表などで決算額を示しておりますので、併せて御参照願います。</p> <p>決算額につきましては、千円単位で説明します。</p> <p>認定第1号の一般会計の決算額は、歳入総額29億1,637万7千円、歳出総額28億2,944万円、歳入歳出差引残額8,693万7千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次に認定第2号の国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額1億3,827万4千円、歳出総額1億3,679万7千円、歳入歳出差引残額147万7千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に認定第3号の国民健康保険診療所事業特別会計の決算額は、歳入並びに歳出総額はともに2,650万8千円で、歳入歳出差引残額は、ゼロとなりました。</p> <p>次に認定第4号の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額3,808万2千円、歳出総額3,799万円、歳入歳出差引残額9万2千円となり、翌年度へ繰越となりました。</p> <p>次に認定第5号の簡易水道事業特別会計の決算額は、歳入総額1億5,217万6千円、歳出総額1億4,343万9千円、歳入歳出差引残額873万7千円となり、翌年度から開始した公営企業会計に引き継ぎました。</p> <p>最後に認定第6号の公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額1億2,347万8千円、歳出総額9,981万3千円、歳入歳出差引残額2,366万5千円となり、翌年度から開始した公営企業会計に引き継ぎました。</p> <p>以上、6会計の決算概要について御説明しましたが、別添の監査委員からの決算審査意見書での意見等を踏まえまして、適正な事務及び行政運営を進めてまいりますので、これらの点も含めて、議会の御承諾を賜りたく付議いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。</p> <p>認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。</p> <p>御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第1号から認定第6号までについては、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。</p>
	〃	<p>次に、ただいま設置されました決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、決算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。
	〃	お諮りします。 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思えます。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。
	〃	決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は決算特別委員長から指名したいと思えますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、委員長を私から指名します。 委員長には、福田恵子君を指名します。 お諮りします。ただいま指名しました福田恵子君を委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、福田恵子君を決算特別委員会委員長に選任することに決定しました。 なお、委員長の方から挨拶を兼ねて、副委員長の御指名をお願いいたします。 福田恵子君
6 番	(福田恵子)	ただいま、決算特別委員会の設置に当たり、委員長の指名を受けさせていただきました。身に過ぎたる重責ではございますが、皆様方の御協力をいただき、慎重に審議を進めたいと思えますので、御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思えます。就任の挨拶に代えさせていただきます

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範)	<p>たいと思います。</p> <p>なお、副委員長には、安藤義明議員を指名させていただきますので、御快諾くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>お諮りします。ただいま委員長より指名されました安藤義明君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認め、安藤義明君を決算特別委員会副委員長に選任することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 7</p> <p>報告第1号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を行います。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>報告第1号 令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。</p> <p>令和6年9月12日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率を表に示しております。また、次のページに監査委員からの審査意見書を添付しております。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、7月26日に監査委員の審査に付したところであります。8月1日から2日まで審査が行われ、8月26日に審査意見書を提出していただきました。</p> <p>健全化判断比率は、4指標となっており、表の右側には、法律で定める早期健全化及び財政再生の基準比率を示しております。まず、実質赤字比率は、もっとも主要な会計である一般会計に生じる赤字の大きさを村の財政規模に対する割合で表したもので、本村は黒字であるため、表示はありません。</p> <p>次に連結実質赤字比率は、村の全ての会計に生じる赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、これについても本村は黒字である</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ため、表示はありません。</p> <p>次に実質公債費比率は、村の借入金である地方債の償還金の大きさを村の財政規模に対する割合として、3か年、令和3年度から令和5年度の平均値で表したもので、9.4%となり、前年度と比べ1.3ポイント減少し、基準を下回っています。減少した要因としては、公債費元利償還金や簡易水道事業や公共下水道事業の公債費に充当するための繰出金等が減り、分子が減少しました。そして、普通交付税等が増えて、分母の標準財政規模が増加したためです。</p> <p>次に将来負担比率は、借入金など現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、42.1%となり、前年度と比べ20.4ポイント減少し、こちらも基準を下回っています。減少した要因としては、地方債現在高や簡易水道事業、それと公共下水道事業の公債費に充当する一般会計からの繰入見込み額等が減少し、また、将来負担すべき額から控除する充当可能基金、それと交付税算入見込額が増加したことにより、分子が大きく減少しました。そして、分母の標準財政規模が増加したためでございます。</p> <p>次に資金不足比率についてですが、表の右側に法律で定める経営健全化の基準比率を示しております。簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計、それぞれの資金不足を事業規模である料金収入規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示したもので、両会計とも資金不足額が発生しておりませんので、表示はありません。</p> <p>結果、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、財政状況は、健全な状態となりましたが、今後もこの状態が維持できるよう財政状況の推移を注視しつつ、的確な財政運営に努めてまいります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	以上で、報告第1号 令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率については、報告を終了しました。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 8</p> <p>承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算（第 2 号））を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて</p> <p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。</p> <p>令和 6 年 9 月 12 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和 6 年 8 月 9 日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p> <p>令和 6 年度真狩村一般会計補正予算（第 2 号）</p> <p>令和 6 年度真狩村一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 724 万 3 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 6 年 8 月 9 日専決</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、1 項、5 目、7 節 報償費、自治功労者弔慰金 10 万円の追加です。真狩村自治功労者 久保田正之さんが 8 月 8 日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定に基づき、御遺族に弔慰金を贈呈したものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 714 万 3 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 27 億 724 万 3 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 10 万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、3,507 万 2 千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 714 万 3 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 27 億 724 万 3 千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算(第 2 号))を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算(第 2 号))は、承認することに決定しました。</p>
日程 9	〃	<p>日程 9</p> <p>同意第 1 号 真狩村教育委員会委員の任命についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>同意第 1 号 真狩村教育委員会委員の任命について 下記の者を真狩村教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求める。</p> <p>記 住所 真狩村字神里 299 番地 3 氏名 小林昌男 生年月日 昭和 42 年 11 月 29 日 令和 6 年 9 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由でございますが、小林昌男さんにつきましては、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了となります。</p> <p>小林昌男さんは、令和 2 年 10 月 1 日より 1 期 4 年を務められていらっしゃいます。現在 56 歳でありまして、小林氏は平成 12 年に真狩村へ新規就農のために転入、一から農業を学ばれ、今、地区の代表的な農業経営者になっております。人格が高潔であり、地域住民からも厚い信頼を受けております。また、東京で 8 年間、中学・高校の教鞭を執られたことから、教育・文化に関し高い見識を有しており、教育委員としての要件を十分に満たしていると考え、引き続き委員として選任するために同意を求めるものでございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから、同意第 1 号 真狩村教育委員会委員の任命についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10	議 長 (佐伯秀範)	お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
	〃	日程 10 議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について 地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。 令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。 規約の変更理由につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」によりマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることから、被保険者証等の用語を使用している規約を改正することについて、協議をするために本案を提出するものです。 変更の内容としましては、第4条及び第19条の文言の整理並びに2ページの別表第1(第4条関係)の削除及び削除に伴う文言の整理をするものです。 附則として、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行することを規定しております。 以上、御審議のほどよろしく願いたします。
議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11	議 長 (佐伯秀範)	質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 11 議案第2号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第2号 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第3号) 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,413万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,137万9千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。</p> <p>第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。 令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、11ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、7目、11節 役務費、光ファイバーケーブル移設手数料135万円の追加です。NTT柱や北電柱を利用して添架しており、電柱の移設に伴う追加となります。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金27万円の追加です。庁舎ネットワーク非常用無停電装置が故障したため更新費用を負担するものです。</p> <p>3款、1項、1目、12節 委託料、子ども計画策定支援委託38万5千円の追加です。子ども計画の策定の際、必要となるアンケート等の調査分析に係る業務を委託するため追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、低所得者支援及び定額減税調整給付金453万円の追加です。6月に補正した低所得世帯等への給付金について、対象世帯数等の増により追加するものです。</p> <p>22節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金57万円の追加です。前年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>4目、12ページの22節 償還金、利子及び割引料333万2千円の追加です。内訳として、国庫負担金返還金305万4千円の追加、道費負担金返還金27万8千円の追加です。前年度の障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>2項、1目、22節 償還金、利子及び割引料3万9千円の追加です。内訳として国庫負担金返還金2万6千円の追加、道費負担金返還金1万3千円の追加です。前年度の子育てのための施設等利用給付交付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>2目、1節 報酬、保育所パートタイム保育士報酬205万2千円の追加です。保育所の1歳児が中途入所により5人増えること、また、保育士1名が7月中旬から産前産後休暇を取得中のため、保育士2名分の報酬を追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、施設型給付費負担金194万7千円の追加です。倶知安町の幼稚園型認定こども園へ村内の2名の園児が広域</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>入所したことから追加するものです。</p> <p>22 節 償還金, 利子及び割引料、食器洗浄機償還金 2 千円の追加です。保育所の食器洗浄機が老朽化のため故障し修理不能のため、備荒資金を利用して更新を行うものです。購入費は 100 万円を予定しており、債務負担行為により令和 10 年度までの償還として、本年度分の利子分の償還金を追加するものです。</p> <p>3 目、19 節 扶助費、児童手当 474 万 5 千円の追加です。国が掲げる「こども未来戦略」の施策であるライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化等の一環として、児童手当の抜本的拡充が 10 月から実施され、内容としては、所得制限の撤廃、手当の高校生年代までの延長、第 3 子以降は 3 万円となるなどの拡充が図られることから追加するものです。</p> <p>4 目、22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 21 万 2 千円の追加です。前年度の子ども子育て支援交付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>13 ページの 4 款、1 項、2 目、12 節 委託料、新型コロナワクチン接種委託 340 万 4 千円の追加です。ワクチン単価の増額により追加するものです。</p> <p>19 節 扶助費、新型コロナワクチン接種実施扶助費 33 万 6 千円の追加です。村外の医療機関で新型コロナワクチン予防接種を実施した人への償還払いの費用を追加するものです。</p> <p>22 節 償還金, 利子及び割引料 7 万 2 千円の追加です。内訳として、国庫補助金返還金 3 万 5 千円の追加です。前年度の緊急風しん抗体検査等事業及び新型コロナワクチン接種体制確保事業の額の確定により返還するものです。国庫負担金返還金 3 万 7 千円の追加です。前年度の新型コロナワクチン接種対策費の額の確定により返還するものです。</p> <p>4 目、22 節 償還金, 利子及び割引料、国庫補助金返還金 8 万円の追加です。過年度の出産子育て応援交付金の額の確定により返還するものです。</p> <p>5 目、27 節 繰出金、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金 24 万 7 千円の追加です。特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>3 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、簡易水道事業会計補助金 42 万 9 千円の追加です。事業会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>14 ページの 6 款、1 項、5 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、経営継</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>承・発展等支援事業補助金 100 万円の追加です。経営を継承した後継者による経営発展の取組を支援するための国の補助金となりますが、2 経営体を予定しておりましたが、3 経営体から申請がありましたので、追加するものです。</p> <p>2 項、2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、豊かな森づくり推進事業補助金 71 万 2 千円の追加です。民有林の造林事業を促進するため、植栽工事に対する補助事業となりますが、申請事業者の増及び物価高騰による資材費や人件費等の上昇により対象工事費が増額となり追加するものです。</p> <p>8 款、2 項、1 目 道路改良費は財源更正であります。橋梁長寿命化工事及び補修設計業務委託への国庫補助金が予算配分により減額となりましたので、代わりに地方債を手当するもので、国道支出金を 315 万 8 千円減額し、地方債を 320 万円増額、一般財源を 4 万 2 千円減額するものです。</p> <p>2 目、10 節 需用費、車両修繕 182 万 4 千円の追加です。村道の草刈りに使用しているドーザの排気ガス浄化装置の動作不良や草刈り装置のオイル漏れを修理するため追加するものです。</p> <p>3 目、15 ページの 12 節 委託料、除雪委託料 293 万 7 千円の追加です。原油価格・物価高騰などの影響により機械損料、労務単価、燃料単価等が改正され増額となり、当初予算額に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>5 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、公共下水道事業会計補助金 51 万 7 千円の追加です。事業会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>9 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、羊蹄山ろく消防組合負担金 36 万 2 千円の追加です。退職手当組合掛金の清算などにより追加となります。</p> <p>10 款、1 項、2 目、10 節 需用費、車両修繕 27 万 7 千円の追加です。2 台の公用車において、1 台はラジエターの交換、もう 1 台は足回りの不具合の修理が必要となったため、追加するものです。</p> <p>4 項、16 ページの 1 目、1 節 報酬、高校実習助手パートタイム職員報酬 81 万 4 千円の追加です。4 節 共済費 11 万 6 千円の追加です。内訳として、公立学校共済組合納付金 3 万 9 千円の追加、社会保険料 7 万 7 千円の追加です。フルタイム職員が病気休暇を取得中のため、代替職員の報酬及び共済費を追加するものです。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、日本学校農業クラブ全国大会出場補</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>助金 50 万 8 千円の追加です。10 月 23 日から 24 日に岩手県盛岡市で開催される全国大会に生徒 3 名が出場いたします。引率者 2 名分も含め、その出場経費を補助するものです。</p> <p>3 目、10 節 需用費、車両修繕 72 万 6 千円の追加です。農場実習用トラクターのオイル漏れを修理するため追加するものです。</p> <p>12 節 委託料、商標登録申請業務委託 30 万円の追加です。高校生カフェ・ラミッカが道内企業や菓子店から商品の共同開発の提案を受けており、将来的な商品販売に向け商標登録を行うため追加するものです。</p> <p>17 節 備品購入費 30 万円の減額です。内訳として、トレーラーダンプ 275 万円の減額、スーパーオープン 183 万 2 千円の減額、17 ページのスチームコンベクションオープン 259 万 9 千円の追加、土壌分析装置 106 万 9 千円の追加、ブロードキャスター 31 万円の追加、葉緑素計 30 万 4 千円の追加です。</p> <p>本備品購入につきましては、道内の企業が企業版ふるさと納税を活用して実施する「北海道ふるさと応援Hプログラム事業」に真狩高校が取り組む「まっかりオーガニックビレッジ推進事業」が採択され、事業に必要な備品を購入するものですが、当初予定していたトレーラーダンプが村内の高校 OB の方から借用できることとなったため、土壌分析装置、ブロードキャスター、葉緑素計の購入に変更するものです。また、この変更により配分されている事業費に余剰が出るため、スーパーオープンからより性能の高いスチームコンベクションオープンの購入に変更するものです。なお、先ほど説明した商標登録申請業務委託についても本事業の対象となります。</p> <p>6 項、2 目、18 節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金 34 万 1 千円の追加です。「北海道少年軟式野球選抜選手権大会南北海道大会」が 9 月 21 日から 23 日、岩見沢市で開催されますが、真狩・留寿都・喜茂別・京極中学校の合同チームが出場いたします。真狩中学校からは選手 4 名が出場し、引率者 2 名分も含め、その出場経費を補助するため追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 724 万 3 千円、補正額 3,413 万 6 千円の追加、補正後の額 27 億 4,137 万 9 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 477 万 5 千円の追加です。児童手当の抜本的拡充に対する国の負担金となります。</p> <p>4 節 児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金 72 万 8 千円の追加です。倶知安町の幼稚園型認定こども園への広域入所に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>対する国の負担金となります。</p> <p>2 項、1 目、6 節 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 453 万円の追加です。低所得世帯支援給付金及び定額減税調整給付金に対する国の交付金となります。</p> <p>3 目、1 節 保健事業費補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金 444 万円の追加です。コロナが予防接種法の B 類疾病に移行されたことに伴い、予防接種に対し個人負担が生じることから本年度において、激変緩和措置として定期接種に対して、1 人当たり 8,300 円交付される国の補助金となります。</p> <p>4 目、1 節 農業費補助金、経営継承・発展等支援事業補助金 50 万円の追加です。申請者が 1 経営体増えたことにより国の補助金も追加となります。</p> <p>5 目、2 節 防災・安全社会資本整備総合交付金、道路事業交付金 315 万 8 千円の減額です。橋梁長寿命化工事及び補修設計業務委託への国庫補助金が予算配分により減額となります。</p> <p>15 款、1 項、9 ページの 1 目、3 節 児童手当負担金 1 万 5 千円の減額です。児童手当の抜本的拡充に伴い、地方負担割合が見直しされたことにより道負担金が減額となります。</p> <p>6 節 児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金 60 万 8 千円の追加です。広域入所に対する道の負担金となります。</p> <p>2 項、4 目、2 節 林業費補助金、豊かな森づくり推進事業補助金 43 万 3 千円の追加です。申請事業者の増及び対象工事費の増額により道の補助金も追加となります。</p> <p>16 款、2 項、2 目、1 節 株券売払収入、北海道曹達株券売却収入 6 万 6 千円の追加です。株式併合に伴う端数株式の処分代金の支払がありまして、2,800 株を所有しておりますが、500 株が 1 株に併合され、端数の 300 株については、裁判所の許可のもと 1 株 220 円で買取りされたため追加するものです。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 1,802 万 9 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1,704 万 3 千円となります。</p> <p>21 款、1 項、10 ページの 5 目、1 節 道路整備事業債、橋梁長寿命化事業債 320 万円の追加です。道路事業交付金が減額となったことから地方債で手当するため追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 724 万 3 千円、補正額 3,413 万 6 千円の追加、補正後の額 27 億 4,137 万 9 千円となるものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		次に4ページを御覧ください。 第2表 債務負担行為補正について、まっかり保育所食器洗浄機購入事業、期間は令和7年度から令和10年度までです。限度額は償還金元利含め100万9千円です。 事業概要につきましては、歳出で説明したとおり北海道市町村備荒資金組合の車両・防災資機材譲渡事業資金を借入れし保育所の食器洗浄機の更新を行うもので、償還期間が令和10年度までとなることから、債務負担行為の措置についての議決をお願いするものです。 次に第3表 地方債補正について説明しますので、5ページを御覧ください。 橋梁長寿命化事業債につきましては、ただいま村債の追加の理由を説明させていただきました。起債の限度額を730万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから 議案第2号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第2号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第3号)は、原

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	案のとおり可決されました。 日程 12 議案第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) 令和6年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,240万9千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、1目、10節 需用費、機械器具修繕24万7千円の追加です。感染症用治療室で使用している高温殺菌処理洗濯機が故障したため修繕費を追加するものです。 歳出合計、補正前の額2,216万2千円、補正額24万7千円の追加、補正後の額2,240万9千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページをお開きください。 2款、1項、1目、1節 一般会計繰入金24万7千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。 歳入合計、補正前の額2,216万2千円、補正額24万7千円の追加、補正後の額2,240万9千円となるものです。 以上、御審議のほどよろしく願います。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 13 議案第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,167万2千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、18節 負担金,補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金9万1千円の追加です。前年度の徴収保険料の額の確定により負担金を追加するものです。</p> <p>3款、1項、1目、22節 償還金,利子及び割引料、保険料還付金1千円の追加です。被保険者の異動に伴う清算により追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額4,158万円、補正額9万2千円の追加、補正後の額4,167万2千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>4款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金9万1千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1千円となります。</p> <p>5款、1項、1目、1節 雑入、1千円の追加です。歳出で説明した被保険者の異動に伴う清算により、北海道後期高齢者医療広域連合からの還付金となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額4,158万円、補正額9万2千円の追加、補正後の額4,167万2千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 14	議 長 (佐伯秀範)	(異議なし) 異議なしと認めます。 議案第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 14 議案第5号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第2号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第5号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第2号) 第1条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第2号) は、次に定めるところによる。 第2条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入 第1款 簡易水道事業収益 補正予定額を45万2千円追加し、補正後の予算額を1億1,780万2千円とするものです。 支出 第1款 簡易水道事業費用 補正予定額を107万1千円追加し、補正後の予算額を1億1,822万5千円とするものです。 第3条 予算第4条の2に定めた未収金及び未払金の金額「416万6千円」、「708万3千円」をそれぞれ「361万7千円」、「128万4千円」に改める。 第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。 (1)他会計補助金 補正予定額を42万9千円追加し、補正後の予算額を9,067万3千円とするものです。 令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、補正の内容につきまして、第2条の収益的収入及び支出の収益的支出から説明しますので、8ページの補正予算明細書をお開きください。 1款、1項、2目、16節 修繕費、施設等維持修繕42万9千円の追加です。これまでの漏水工事などにより修繕費の予算残額が少なくなってきました。今後の突発的な修繕に備え追加するものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>4 目、1 節 減価償却費 64 万 2 千円の追加です。令和 5 年度の固定資産の確定に伴い追加するものです。これにより 1 項 営業費用の補正後の額は 1 億 959 万 6 千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、7 ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1 款、2 項、1 目、1 節 他会計補助金 42 万 9 千円の追加です。収益的収入及び支出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>2 目、1 節 長期前受金戻入 2 万 3 千円の追加です。令和 5 年度の長期前受金の確定に伴い追加するものです。これにより 2 項 営業外収益の補正後の額は 7,405 万 1 千円となります。</p> <p>次に 1 ページの第 3 条の特例的収入及び支出につきましては、予算第 4 条の 2 に定めた未収金及び未払金については、令和 6 年度より公営企業会計移行により 3 月 31 日をもって出納閉鎖となることから、令和 5 年度内に収入及び支出できない金額を令和 6 年度予算に計上し、令和 6 年度において、特例的収入及び支出として支払うものですが、令和 5 年度の決算に伴い未収金は、3 月分の水道使用料、滞納繰越分合わせて 361 万 7 千円となりました。また、未払金は、3 月分の燃料費、口座振替手数料、光熱水費、起債償還元利など合わせて 128 万 4 千円となりましたので、その金額に改めるものです。</p> <p>なお、この補正により、予定キャッシュフロー計算書等の財務諸表もそれぞれ修正しております。まず、5 ページの開始貸借対照表につきましては、企業会計のスタート時である令和 6 年 4 月 1 日時点の金額を示したもので、決算により確定した金額に補正しております。資産の部は、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は 18 億 4,570 万 9 千円となりました。負債の部は、固定負債と流動負債と繰延収益を合わせた負債合計は 16 億 2,865 万 6 千円となりました。資本の部は、資産総額から負債総額を差し引いた資本金合計は 2 億 1,705 万 3 千円となり、負債・資本合計は、18 億 4,570 万 9 千円となりました。</p> <p>4 ページの予定キャッシュ・フロー計算書については、この度の補正により業務活動によるキャッシュ・フローが、525 万円増額の 3,727 万 8 千円となりました。これにより業務活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの合計である下から 3 段目の資金増加額は 525 万円増額の 166 万 5 千円となり、資金期首残額は、先ほどの開始貸借対照表の流動資産の現金預金と一致することから 172 万 1 千円増額の 873 万 7 千円となり、これによりまして資金期末残額は、697 万 1 千円増額の 1,040 万 2 千円となっております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>6 ページの予定貸借対照表につきましては、令和 7 年 3 月 31 日時点での見込みの金額となります。令和 5 年度の決算に伴い、資産の部は、固定資産と流動資産を合わせてた資産合計は 1,285 万 5 千円増額の 17 億 7,251 万 3 千円となりました。負債の部は、固定負債と流動負債と繰延収益を合わせた負債合計は 100 万 7 千円増額の 15 億 5,607 万 9 千円となりました。資本の部は、資産総額から負債総額を差し引いた資本金合計は 11,848 千円増額の 2 億 1,643 万 4 千円となり、負債・資本合計は、1,285 万 5 千円増額の 17 億 7,251 万 3 千円となりました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 5 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 15	〃	<p>日程 15</p> <p>議案第 6 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題とします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長	<p>提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第6号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第3号) 第1条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入 第1款 公共下水道事業収益 補正予定額を51万7千円追加し、補正後の予算額を1億3,240万8千円とするものです。</p> <p>支出 第1款 公共下水道事業費用 補正予定額51万7千円追加し、補正後の予算額を1億3,232万5千円とするものです。</p> <p>第3条 予算第4条の2に定めた未収金及び未払金の金額「258万7千円」、「2,224万3千円」をそれぞれ「242万5千円」、「1,731万5千円」に改める。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。</p> <p>(1)他会計補助金 補正予定額を51万7千円追加し、補正後の予算額を1億36万9千円とするものです。</p> <p>令和6年9月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容につきまして、第2条の収益的収入及び支出の収益的支出より説明しますので、8ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、16節 修繕費、機械器具等修繕20万円の追加です。 2目、16節 修繕費、機械器具等修繕31万7千円の追加です。これまでのマンポールポンプや浄化センターの機械の修繕などにより修繕費の予算残額が少なくなっており、今後の突発的な修繕に備え追加するものです。これにより1項 営業費用の補正後の額は1億2,749万9千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、7ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金51万7千円の追加です。収益的収入及び支出予算の調整のため追加するものです。これにより、2項 営業外収益の補正後の額は1億554万5千円となります。</p> <p>次に1ページの第3条の特例的収入及び支出につきましては、予算第</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>4条の2に定めた未収金及び未払金については、令和5年度の決算に伴い未収金は、3月分の下水道使用料、滞納繰越分合わせて242万5千円となりました。また、未払金は、3月分の口座振替手数料、光熱水費、消耗品費、浄化センター委託料、起債償還元利など合わせて1,731万5千円となりましたので、その金額に改めるものです。</p> <p>なお、この補正等により、予定キャッシュフロー計算書等の財務諸表もそれぞれ修正しております。まず、5ページの開始貸借対照表につきましては、資産の部は、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は17億891万円となりました。負債の部は、固定負債と流動負債と繰延収益を合わせた負債合計は15億3,056万円となりました。資本の部は、資産総額から負債総額を差し引いた資本金合計は1億7,835万円となり、負債・資本合計は、17億891万円となりました。</p> <p>4ページの予定キャッシュ・フロー計算書については、この度の補正により業務活動によるキャッシュ・フローが、992万1千円減額の76万5千円となりました。これにより業務活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの合計である下から3段目の資金減少額は992万1千円減額の1,311万7千円となりました。それと資金期首残額は、1,613万3千円増額の2,366万5千円となり、これによりまして資金期末残額は、621万2千円増額の1,054万8千円となっております。</p> <p>6ページの予定貸借対照表につきましては、令和5年度の決算に伴い、資産の部は、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は621万2千円増額の16億4,247万4千円となりました。負債の部は、補正はありません。資本の部は、資産総額から負債総額を差し引いた資本金合計は621万2千円増額の1億7,835万円となり、負債・資本合計は、621万2千円増額の16億4,247万4千円となりました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 6 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 6 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 16 発議第 1 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。 提出者 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。 陰能裕一君</p>
	7 番 (陰能裕一)	<p>発議第 1 号 令和 6 年 9 月 12 日 真狩村議会議長 佐伯秀範 様 提出者 真狩村議会議員 陰能裕一 賛成者 真狩村議会議員 安藤義明 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。 なお、意見書の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきます。</p> <p>国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 (案) 北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指してい</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>る。</p> <p>しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。</p> <p>これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。</p> <p>そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。</p> <p>よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。 <p>また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>を図ること。</p> <p>6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。</p> <p>7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。</p> <p>8 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により提出する。</p> <p>令和6年9月12日</p> <p>北海道真狩村議会</p> <p>衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣 宛</p> <p>慎重審議の上、御採択賜りますよう、よろしく申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案については、質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。</p>
	〃	<p>これから発議第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発議第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 17</p> <p>議員の派遣についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員の派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決定しました。</p>
	〃	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま議決した事項の変更については、議長に一任することに決定しました。</p>
日程 18	〃	<p>日程 18</p> <p>閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。</p> <p>これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。</p>
	〃	<p>お諮りします。</p> <p>本定例会に付された事件は、全て終了しました。</p> <p>したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
15 : 01 閉会	議 長 (佐伯秀範)	<p>したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。 令和6年第3回真狩村議会定例会を閉会します。 御苦労様でした。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr/> <p>議 員 向 井 忠 幸 (原本自署)</p> <hr/> <p>議 員 大 平 慎 一 郎 (原本自署)</p> <hr/>